

# 森井智子 のプロフィール

2010年10月、行政書士たんぽぽ法務事務所を開業。

物流関係の許認可の手続きを中心に、中小企業のお手伝いをしています。

★ホームページは「[たんぽぽ法務事務所](#)」でご検索ください

★連絡先 ☎ 06-6809-2645 〒540-0037 大阪市中央区内平野町 2-1-1-402



たんぽぽ法務事務所

検索

## ▶ 主な略歴

大阪府東大阪市出身。布施の商店街で生まれ育ちました。

大阪成蹊女子短期大学 英文学科卒業後、通信課程で佛教大学を卒業。

短大卒業と同時に、母校で学校事務として17年間勤務。

その後、弁護士法人で8ヶ月、司法書士事務所で2年半、法務実務の経験を積みました。

2010年1月 行政書士試験合格。同年10月 行政書士たんぽぽ法務事務所開設。

## ▶ 所属・業績等

- 大阪府行政書士会所属
- 複合物流研究会(事務局)
- 大阪市内の区役所等で無料相談を担当
- 大阪府行政書士会 申請取次行政書士管理委員会委員(資格証交付時講習会講師)

## ▶ 主な実績

- 営業用倉庫の申請 3件
- 利用運送事業の申請 2件
- 物流に関するご相談 10件以上
- 在留資格の変更手続き 12件
- 在留資格の認定手続き 6件
- ビザに関するご相談 20件以上

## ▶ 主な業務受託内容

### 1. 輸入木材の保管・輸送をしている会社から、倉庫の追加申請を受託

古くから倉庫業を営んでいる会社から、野積倉庫の他に、営業用倉庫を追加したいという依頼があった。倉庫業者一覧の検索で、野積倉庫ではなく、普通倉庫の分類にしておきたいというご希望もあった。

追加申請する倉庫の状態を確認しながら、運輸局と調整し、第三類倉庫として申請。打ち合わせからおおむね2ヶ月程度で申請書を提出した。

### 2. 建設業を主な業務にしている会社から、業務拡大に伴う営業用倉庫の新規申請を受託。

機械設備等の設置を主な業務にしている建設会社が、取引先から機械等の保管もしてもらえないかと言われたということで、ご相談に来られた。

お客様の荷物を預かるには、その倉庫で営業用倉庫としての登録が必要であることを説明。

業務をされている倉庫は、とても近代的な外観で、営業用倉庫として認められるためにはクリアしなければならない点が数多くあったが、幸い、倉庫の設計・施工に関わった建築士の方の協力をいただけ、無事に営業用倉庫の新規登録が認められた。

### 3. 営業所の移転に伴う営業用倉庫の移転を受託

大阪南部で営業用倉庫を営んでいた会社が、新たに大阪市内で倉庫を借り、大阪市内の方に営業の拠点を移したいという話があり、大阪市内の倉庫を営業用倉庫として追加申請。同時に、大阪南部の倉庫については廃止の手続きをすることで、登録免許税の減免を受ける形で申請できた。

### 4. 自動車の利用運送をしていた会社から、業務拡大に伴う外航の利用運送事業の追加申請を受託

コンテナの陸上輸送をしていた会社から、そのコンテナを海外の港へ運びたいという相談があった。荷主との契約形態や会社の状況等について、担当役員の方と確認しながら、第一種利用運送事業(外航)を追加申請することになった。

コンテナを運ぶ港の確認や船会社との契約書のチェック、運輸局の担当者との調整をしながら、おおむね2ヶ月程度で申請。その後、約2ヶ月で許可をいただいた。

### 5. 中古車販売をしている会社から、レンタカー会社を立ち上げるために、レンタカーの登録を受託

大阪南部で中古車販売をしている会社が、ほぼ同じ設備で業務ができ、地域の希望も出ているので、レンタカーの登録をして、レンタカー会社を立ち上げたいという相談があった。

レンタカー会社立ち上げのための新規登録に必要な約款や保険契約等を確認し、社内体制をチェック。登録する車を確定して申請した。最初の相談からおおむね2ヶ月程度で申請、申請から1ヶ月程度で許可をいただいた。